

**若者による企画立案・実践事業(仮称：#若者チャレンジらぼ！)支援業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 実施目的

本市では、「みらい創造都市 とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」の実現に向け、市民の意見を市政に取り入れるため各種意見聴取を行っている。しかし、若者世代からの市政への意見が少ない。

本事業は、未来を担う若者世代の自由な発想や可能性を引き出し、若者主体での魅力的なまちづくりに向けた企画立案から実践まで支援することで、若者世代の市政への主体的な参画とより良い市民サービスの実現をめざすもの。

本事業を効果的・効率的に行うため、参加を希望する若者の募集、企画立案から実践までの伴走支援、プロジェクト管理を的確に行うことができる運営事業者（以下、受託者）を募集する。

なお、本事業内で聴取した意見は、第5次総合計画（計画期間：令和10年4月～）の策定においても活用する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

若者による企画立案・実践事業(仮称：#若者チャレンジらぼ！)支援業務支援業務

(2) 業務内容

別添「若者による企画立案・実践事業(仮称：#若者チャレンジらぼ！)支援業務仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日～令和8年（2026年）3月31日

(4) 委託料の上限

5,532,000円（消費税および地方消費税含む）

※上記額には採択者に対する補助金は含まない

(5) 担当部局

都市経営部 経営戦略課

3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記の全ての要件を満たすものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。ただし（2）及び（3）は共同事業体の幹事会社が少なくとも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2） 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停

止措置を受けていないこと。

- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4 日程（いずれも、令和 7 年（2025 年））

- ・募集要項等の公表 4 月 1 日（火）
※市ホームページに掲載
- ・現場説明会 実施しない
- ・参加表明書 4 月 10 日（木）17 時まで（必着）
- ・質問事項の締切 4 月 10 日（木）17 時まで（必着）
※質問は【様式 2】にてメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲示する。個別には回答しない。

- ・質問事項への回答 4月14日（月）予定
- ・企画提案書等提出期限 4月21日（月）16時まで(必着)
- ・辞退届の提出期限 4月21日（月）16時まで(必着)
- ・第一次審査（書類審査） 4月23日（水）予定
※提案者が5者以上の場合のみ実施
- ・第二次審査（プレゼンテーション） 4月30日（水）予定
※当日の時間・場所等は、第一次審査終了後に第一次審査の可否とともに通知
- ・審査結果の通知予定日 5月中旬
- ・委託契約の締結予定日 5月中

5 企画提案書

提案者は、本要項及び別紙「若者による企画立案・実践事業(仮称：#若者チャレンジらぼ！)支援業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市登録事業者の場合は登録している印。以下同じ）を押印。副本は複写可。	様式1
2	企画提案書	次のとおり企画提案を求める ① 事業概要 ・本事業実施にあたっての基本的な考え方、目的、効果 ・本事業実施における取組み内容・本事業実施における取組み内容（募集活動、参加希望者への企画立案および提案書類作成支援、採択者への実践支援、本事業全体のプロジェクト管理、広報活動等） ・本事業実施にあたっての強み ② スケジュール ③ 本事業を効果的に推進するための提案	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること	様式3
4	業務経歴書	類似する事業実績等を記載すること	様式4
5	団体の概要書（企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話・FAX番号、メールアドレス）を記載すること	任意
6	見積書	本プロポーザルにおける提案の見積価格	任意
7	処分歴等の確認書	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を提出すること	様式5

(2) 提出期限

プロポーザル参加表明書（No.1） 令和7年（2025年）4月10日（木）17時必着

企画提案書等（No.2～7） 令和7年（2025年）4月21日（月）16時必着

※提出書類の分割提出は認めない。提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、電子メール送付後、データの到達を事務局に確認すること。

(3) 提出方法

PDF形式のデータファイルで、以下のいずれかで提出すること。提出後は、事務

局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

- ・メールにて提出

※メールにファイルを添付する場合は受信可能なファイルサイズは 8MB まで。

※オンラインストレージ等のダウンロードリンクの送付も可。

- ・大容量送受信システムにて提出（希望する場合は市への事前申請が必要）

事前申請があった場合はプロポーザル参加表明書【様式 1】に記載のメールアドレスに対し、大容量送受信システムの ID 等を送付する。その ID 等を使用し、企画提案書等を提出すること。

※プロポーザル参加表明書の正本については、メールにてデータを送付したうえ、原本は、第二次審査当日に提出すること。

（４）提出先

下記「１０ 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

6 選定方法

（１）審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。提案者が 5 者以上あった場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第二次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうね一本化した審査結果を確定する。第二次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

① 日程：令和 7 年（2025 年）4 月 30 日（水）（予定）

※ 当日の時間・場所等は、第一次審査終了後に可否とともに通知

② 発表時間は各提案者につき 25 分（プレゼンテーション 10 分、質疑・応答 15 分程度）とする。

③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。

④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め 3 名以内とする。

（２）評価項目

項目	詳細	配点	視点
1. 体制・実績 (20 点)	会社概要 体制	10	○本事業を円滑に実施できる運営体制か ○市と連携・情報共有しながら種々の課題を解決し、改善することに積極的か
	実績	10	○類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
2. 企画提案内容 (70 点)	プロジェクト マネジメント 力	15	○事業目的に沿ったうえで、実現性のある事業提案となっているか ○予定履行期間内の業務工程が詳細で、着

			実なスケジュールが組まれているか ○プロジェクトを推進するための幅広い 知見・実行力を持っているか
	参加希望者・ 採択者への支 援	30	○参加希望者・採択者への支援にあたり、 必要な知識・経験を有しているか ○参加希望者が有するアイデア、課題感 をもとに実現性のある企画立案支援およ び提案書類作成支援ができるか ○採択者の自主性を活かしながら年度内 の実装を実現するための実効性のある伴 走支援ができるか ○提案者独自のノウハウやネットワーク、 視点を活かした手法が提案されているか
	民間事業者等 の活用	5	○企画や実装内容に応じた民間事業者や 市内協力者との橋渡しが期待できるか
	募集・広報活 動	10	○効果的かつ実現性のある参加者募集方 法が提案されているか ○効果的な広報活動のノウハウや仕組み を有しているか
	改善・向上策	10	○本事業の改善・向上にかかる提案全般
3. 見積金額 (10 点)		10	○見積額については相対評価とする
4. 処分歴		内容に応じて減点	
合計 (100 点)		100	

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は5月中旬頃に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。
 - ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
 - ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間
 - ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格」で規定する項目に抵触する場合

- (2) 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (4) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (7) 特許や事業モデルなど、事業実施にあたり権利関係に問題があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合

8 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様等については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書類は、返却しない。
- (3) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。

10 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市経営部 経営戦略課

T E L : 06-6858-2773 F A X : 06-6858-4111

E-mail : keiei2@city.toyonaka.osaka.jp

担 当 : 富永、松田